業種	トラック
取組分野	関係法令等の遵守の確保
テーマ	関係法令等の遵守に向けた取組み
取組の狙	関係法令等の法令遵守の徹底
٧١	
具体的内容	日本通運株式会社においては、「安全管理規程に係るガイドライン」に定める関係法令等の遵守の確保に関する取組みとして、以下のとおり推進している。 1. 日本通運では、自動車事業適正化のため、全国10ブロックおよび5事業部の各支店において点検調査票に基づき半期毎に自主点検(他支店や他部署で相互に点検を行うなど、客観性と透明性を確保)を行い、不適合があればブロックおよび事業部で指導や適正化を行っている。 2. 上記自主点検に加え、本社交流点検を実施し、その点検では貨物自動車運送事業法の運行・整備・点呼等を含む35の重点項目についてチェックしている。これら自動車事業適正化の制度は、重点項目に不適正な事項があれば当該支店を改善指定店に指定し、徹底的に指導を行うものであり、系列作業会社もその対象としている。改善指定店に対しては、管轄のブロックおよび事業部が改善指導を行ない、本社業務部にて改善研究会による改善進捗状況およびフォロー点検による適正化の確認を行っている。本社内では、監
	査部の監査でコンプライアンスの問題が指摘された場合や事件、事故が発生した場合、本社関係各部が立入点検を行い、是正指導を実施している。 3. コンプライアンスの取り組みとして、半期毎に、全社員のなかから約1,300人を無作為に抽出してコンプライアンスに係る意識調査(アンケート)を継続的に実施し、社員の当該意識の把握に努めている。 また、「コンプライアンスだより」を毎月刊行し、社内イントラで周知すること等により、コンプライアンスに関する情報共有・コミュニケーションの確保に努めている。また、コンプライアンスを社員教育メニューの最重要事項の一つと位置づけ、階層別教育・研修(新人、ドライバー指導員、新任係長、新任課長、新任次長、新任支店長)にて講習・講義を精力的に行っている。

·	
取組の効	自動車事業等の関係法令の遵守状況について、各支店を定期的
果	チェックすることにより、本社で各支店の取組状況が把握でき、不適正
	な事項があれば徹底指導し是正しており、各支店の法令遵守の意識
	向上に役立っている。
	また、コンプライアンス調査(平成21年度は全従業員約4万3千人
	を対象)により、社員意識を把握し、階層別の教育・研修に活用し、き
	め細やかな教習等に役立てている。
事業者名	日本通運(株)
	(連絡先:業務部 電話03-6251-1435)